

「いわきあろは×サイクリング ARスタンプラリー」
(ご当地キャラを活用した誘客・周遊促進事業) 業務委託に関する仕様書
【プロポーザル用】

1 委託業務名 「いわきあろは×サイクリング ARスタンプラリー」
(ご当地キャラを活用した誘客・周遊促進事業) 業務

2 事業の目的

いわき湯本温泉にゆかりがあるキャラクターの「いわきあろは」(温泉むすめ)を活用し、サイクリングと連携したARスタンプラリーを実施することにより、市外から観光客を誘致し、サイクルツーリズムに結びつけるとともに、親しみやすいキャラクターを活用することにより、普段自転車に乗らない市民に対しても参加を促進し、サイクリングを楽しむ気運を醸成する。

3 委託期間 委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

4 事業概要

- (1) 株式会社エンバウンドが著作権を有する「温泉むすめ」であり、いわき湯本温泉のキャラクターである「いわきあろは」を活用し、AR(拡張現実)技術を使用したスタンプラリー(以下、「ARスタンプラリー」という。)を実施する。
- (2) 参加者は、スタンプラリースポットにおいてアプリ等で「いわきあろは」のARイラストを入手し、AR上で「いわきあろは」と一緒に写ることができる写真の撮影を行いながら、いわき市内を自転車で周遊する。
- (3) ARスタンプラリーについては、9~10月、11月~12月の2回開催し、各回の開始及び終了の時期については、発注者が指定するものとする。なお、実施内容の詳細について、「いわきあろは」の誕生日とされる8月24日(日)に公表する。
- (4) ARスタンプラリーに使用する「いわきあろは」のイラストについては、株式会社エンバウンドに申請の上、等身大4種類、三頭身8種類を新たに作成する。なお、イラストは、背景を加えないキャラクターのみとし、地域の特性に応じた姿や自転車等の付属物を加えた姿とする。
- (5) スタンプラリースポットについては、各回ごとに5箇所(合計で10箇所)を設置する。
- (6) 各回5箇所のスタンプラリースポットにおいては、1箇所「いわきあろは」の等身大イラスト1種類と、4箇所三頭身のイラスト各1種類(計5種類)が入手できるようにし、各回で設置した5箇所全てのスポットを回った参加者は、さらに等身大のイラスト1種類を入手できるようにする。なお、スタンプラリースポットから入手できる等身大イラストについては、他のスポットに比べて訪問に一定の労力を要する場所などに設置する。
- (7) 本事業で作成した「いわきあろは」のイラストについては、いわき市内の希望する事業者がキャラクターグッズの製作等に活用できるようにする(1イラストにつき1事業者で、可能な限りスタンプラリースポットに関連する事業者とする)。

5 委託内容

(1) ARスタンプラリーの実施

ア iOS及びAndroidのスマートフォンに対応したアプリまたはWEB方式によるアプリ等を活用したARスタンプラリーを実施すること（アプリ等については、既存のシステムを使用するか新規に開発するかは問わない。）。

イ スタンプラリースポットにおいて、イラストを入手できる仕様とすること。

ウ イラストを入手するとARスタンプラリーアプリ上でスタンプを入手できる仕様とすること。

エ 入手したイラストをアプリ等内で確認でき、イラストと参加者が一緒に写る写真を撮影できる仕様とすること。

オ イラストについては、株式会社エンバウンドに申請の上、作成することとし、申請及び作成に要する経費については、委託費に含めること。なお、各スポットのイラスト原案については、受注者からの提案とし、最終的に発注者と協議の上、決定すること。

カ スタンプラリースポットについては、いわき湯本温泉を中心とした自転車での周遊を前提とし、各施設の管理者から事前に了承を得た上で、いわき市内に各回5箇所（合計10箇所）を設置するとともに、ARスタンプラリーの実施期間中において、各施設管理者との連絡、調整を行うこと。なお、スタンプラリースポットの設置箇所は受注者からの提案とし、最終的には発注者と協議の上、決定すること。

キ スタンプラリースポット5箇所を全て回った参加者が得られる等身大のイラストの入手方法については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

(2) ARスタンプラリーの運営

ア 事務局として、ARスタンプラリーに関する問合せ対応やシステムの運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。

イ ARスタンプラリーのログを収集できる仕様にするとともに、参加者の人数や属性（年代、性別等）、達成状況等を把握し、発注者に適宜報告を行うこと。

(3) 広報

いわき市内外からARスタンプラリーへ参加してもらうための効果的な広報を行うこと（例：チラシやポスターによる広報、特設サイトの開設、WEB広告、雑誌等への掲載など）。実施する内容については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

また、イベントの実施内容の詳細について、「いわきあるは」の誕生日とされる8月24日(日)に公表を行うこと。

(4) イラストを活用する事業者の募集、選定

イラストの活用を希望する事業者の募集、選定に関する連絡、調整を行うこと

また、募集に当たっては、希望する事業者向けの説明会を1回以上開催すること。

さらに、選定については、イラストを活用したグッズの製作が対応可能な事業者を優先することとし、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

6 成果品 実績報告書（正本・副本1部ずつ）

7 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 統括責任者通知書（仕様書様式第1号）
- (2) その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 事業実施に当たっての打合せ

受注者は、本業務の期間において、発注者との間で随時打合せを行うものとする。また、関係機関への説明及び連絡・調整については、発注者と連携して行うこと。

10 その他

- (1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを発注者に申告し、了解を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (5) 本事業により作成した広報画像や動画、取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて発注者に帰属することとし、一切のデータ等を発注者に納品すること。